沖縄県内社会福祉法人の地域における公益的な取り組み指針

平成29年1月20日　策定

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

第3回地域における公益的な取り組み推進会議

近年、地域においては社会的孤立の問題や子どもの貧困をはじめとする生活困窮者の増加、虐待など制度的支援だけでは解決が困難な福祉・生活課題が顕在化しています。

また、社会福祉法人には地域の重要な社会資源として、地域の福祉・生活課題の解消に向けた具体的な取り組みを通して公益性を改めて担保することが求められています。

そうした中、沖縄県内の社会福祉法人の総意のもと、社会的要請に相応した取り組みの推進を図るため「沖縄県内社会福祉法人の地域における公益的な取り組み指針」を以下のとおり定めます。

1. 各社会福祉法人の運営する施設・事業所において、地域住民の福祉・生活課題に関する相談・支援体制の整備を行います。
2. 市町村社会福祉協議会と社会福祉施設を経営する社会福祉法人が連携・協働し、地域住民の福祉・生活課題の解消に努めます。
3. 各社会福祉法人の取り組み及び社会福祉法人相互の連携・協働を推進するため、各種別協議会や沖縄県市町村社協連絡協議会、沖縄県社会福祉協議会において包括的な支援策を講じます。